



議案第一百号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正することにより、
て、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂出 雅一 已

昭和四拾三年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三十号）の
一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条
第三号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月十四日から適用する。